

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

キャリアアップ助成金が拡充します ～平成30年度変更点情報～

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するために、正社員化の取組等に対してなされています。

非正規雇用労働者について、雇用の不安定、低賃金、能力開発の機会が少ないという問題意識の下に、その処遇改善に重要な役割を果たしています。

平成30年度は、いくつかの拡充と整理統合が行われる予定です。

労働契約法の無期転換ルールの実質スタートへの対応策としても有効な助成金ですので、今後も活用が期待されます。

コース名	変更内容	要件
正社員化コース	<拡充> 1年度1事業所あたり支給申請上限人数を15人から20人へ増加	1. 正規雇用へ転換した際、転換前の6か月と転換後の6か月の賃金を比較して、5%以上増額していること 2. 有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が3年以下に限ること
人材育成コース	<統合> 人材開発支援助成金に統合	有期契約労働者等に、一般職業訓練または有期実習型訓練を実施した場合
賃金規程等 共通化 コース	<新規> 共通化した対象労働者（2人目以降）について、助成額を上乗せする加算措置を適用	中小企業 対象労働者1人あたり20,000円 中小企業以外 対象労働者1人あたり15,000円
諸手当制度 共通化 コース	<新規> 有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に人数・諸手当の数に応じた加算措置を適用	人数に応じた加算措置 中小企業：対象労働者1人あたり15,000円 中小企業以外：対象労働者1人あたり12,000円 諸手当の数に応じた加算措置 中小企業：諸手当の数1つあたり160,000円 中小企業以外：諸手当の数1つあたり120,000円

※金額等の詳細や生産性要件を満たした場合の額等は厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」をご参照ください。

(厚生労働省ホームページより)

平成30年度以降のキャリアアップ助成金について～拡充などの主な変更(予定)のご案内～

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiro-udoutaisakubu/0000192499.pdf>